

介護予防支援および介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定事業所 第2100100011号)

当事業所は、利用者に対して指定介護予防支援サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆介護予防支援とは

- 利用者的心身の状況や利用者とその家族の希望などを伺い「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。
- 介護予防サービス・支援計画に基づくサービスの提供が確保されるよう利用者及び家族等と指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- 「要支援」と認定された方が対象になります。

☆介護予防ケアマネジメントとは

- 多様な社会資源の活用を図りながら、介護予防や配食などの生活支援サービスを総合的に提供出来るよう「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。
- 「要支援」と認定された方および基本チェックリスト該当者である第1号被保険者（事業対象者）が対象になります。

1 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜市都通2丁目2番地 岐阜市民福祉活動センター内 |
| (3) 電話番号 | 058-255-5511 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 神田 定夫 |
| (5) 設立年月日 | 昭和42年3月28日 |

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所
(2) 事業所の名称 岐阜市地域包括支援センター中央北
平成18年4月1日指定
岐阜市指定事業所 第2100100011号
(3) 事業所の所在地 岐阜市京町2丁目12番地
(4) 電話番号 058-213-0128
(5) 事業所管理者氏名 辻 夢 美
(6) 開設年月日 平成18年4月1日

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 金華・京町・明徳・本郷地区
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (国民の祝日及び年末年始を除く)
受付時間	午前8時45分～午後5時30分
サービス提供時間帯	月曜日から土曜日まで (国民の祝日及び年末年始を除く) 午前8時45分～午後5時30分 (上記時間帯以外は転送電話にて対応いたします。)

4 運営の方針

- (1)当事業は、要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (2)当事業は、要支援者の意志及び人格を尊重し、常に要支援者の立場に立って、提供されるサービスが、特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行います。

5 事故発生時の対応

利用者に対する指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント中の提供により事故が発生した場合は速やかに市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6 職員の体制

当事業所では、利用者に対して介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

管理者兼主任介護支援専門員 常勤（兼務） 1名
介護支援専門員 常勤 1名
所属するその他の担当職員 (看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)

7 業務の委託

当事業所では、指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。利用者の介護予防サービス・支援計画書の作成を担当する事業所（当該事業所を含む。）について、利用者と協議のうえ決定します。

以下、指定居宅介護支援事業所は、委託業務の実施に当たって、当事業所と同様、契約書第10条に定める守秘義務を守ります。

＜業務委託先＞

事業所名	所在地

8 苦情の受付について

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職氏名] 管理者 辻 夢 美
電話番号 058-213-0128
○法人専用フリーダイヤル 0120-294-786
受付日時 月曜日～金曜日（国民の祝日及び年末年始を除く）
午前8時45分～午後5時30分

苦情の解決に社会性・客觀性を確保するため第三者委員を設置しております。

第三者委員 (1) 氏名 和田 あや子
(2) 氏名 上田 千衣子

（2）行政機関その他苦情受付機関

岐阜市役所 介護保険課 受付時間 月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分	TEL 058-265-4141（代表） FAX 058-267-6015
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分	TEL 058-275-9826 FAX 058-275-7635
岐阜県運営適正化委員会 (岐阜県社会福祉協議会内) 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時30分	TEL 058-278-5136 FAX 058-278-5137

9 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

10 感染や災害への対策

感染症や災害発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、対応向上を図ります。

11 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為、職員の写真や動画撮影、録音等を無断でインターネット等に掲載する行為を禁止します。

12 個人情報の取り扱いについて

利用者及び家族の情報については、次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用する目的

事業者が介護保険法等に関する法令に従い、介護予防サービス・支援計画書（以下、「計画書」という）に基づき、介護予防および岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）の各サービスの利用を円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等、また関係機関との連絡調整等において必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。
- ③ 第三者への提供
 - ・計画書の中で利用するサービス事業所等への提供
 - ・岐阜県国民健康保険連合会へサービス利用費の請求のための提出
- ④ 緊急を有すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもあります。その場合は、相手方に対して関係者以外の者に漏れることがないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告することとします。
- ⑤ 場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることができます。

(3) 個人情報の内容

- ① 氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、健康状態、病歴、家族状況等、事業者が介護予防給付および総合事業におけるサービス提供を行う為に、最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ② 認定調査票（必要事項及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

③ その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了までの間とします。

年　　月　　日

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

岐阜市地域包括支援センター　中央北

説明者職名

氏　名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

利用者　住　所

氏　名

代理人及び家族代表者

住　所

氏　名

利用者との続柄